

定期(一類疾病)の予防接種実施要領

第1 総論

1 予防接種台帳

市区町村長は、予防接種の対象者について、あらかじめ**住民基本台帳**その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料に基づき**様式第一**の**予防接種台帳**を作成し、文書管理規程等に**従い適正に管理・保存**すること。

なお、予防接種台帳の保存は、5年間とすること。

実際には……

- 予防接種台帳がない
- あるが管理不十分

県内すべての市町村で整備……？